

川本町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

川本町

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 法的位置づけ.....	2
(2) 関連計画との関係.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 計画の対象.....	3
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く環境	4
1 人口の推移.....	4
(1) 年齢3区分別人口の推移.....	4
(2) 出生数及び出生率の推移.....	5
(3) 就学前人口の推移.....	5
(4) 女性の労働力率.....	6
2 町内の保育所の設置状況及び利用状況.....	7
3 子育て支援施策の実施状況.....	8
4 町民の子育て支援ニーズ.....	9
(1) 調査の概要.....	9
(2) 主なニーズ結果.....	9
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本的な考え方.....	16
2 基本理念.....	16
3 基本目標.....	17
第4章 基本目標ごとの取組	18
目標1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり.....	18
1 保育サービスの充実.....	18
2 子育て家庭にかかる経済的負担の軽減.....	19
3 安心して遊び生活することができる環境の整備.....	20
4 仕事と家庭生活との両立の推進.....	21
5 妊娠、出産及び不妊への支援の充実.....	22
6 子どもの心と体の健やかな発達の促進と育児不安の軽減.....	23
7 小児保健医療の充実.....	24
目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり.....	26
1 小児期からの生活習慣病予防対策と歯科保健対策の推進.....	26

2 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進.....	28
3 特別な配慮を要する子どもや家庭への支援の充実.....	29
4 教育環境の充実.....	31
目標3 子育てと子育てを地域で支える環境づくり.....	33
1 児童の居場所づくり.....	33
2 子育て中の親子交流・相談の場づくり.....	34
3 地域全体・全ての世代での子育て支援.....	34

第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等37

1 教育・保育提供区域の設定.....	37
2 幼児期の学校教育・保育.....	37
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	37
(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）.....	38
3 地域子ども・子育て支援事業.....	38
(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】.....	38
(2) 時間外保育事業.....	39
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	39
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	39
(5) 乳児全戸訪問事業.....	40
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業.....	40
(7) 地域子育て支援拠点事業.....	41
(8) 一時預かり事業.....	42
(9) 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業（病児・緊急対応強化事業）.....	43
(10) ファミリー・サポート・センター事業.....	43
(11) 妊婦健診.....	44
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】.....	44
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】.....	44
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容.....	45
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	45
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携.....	45
7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....	45

第6章 計画の推進.....46

1 計画の推進主体と連携の強化.....	46
2 計画の進行管理.....	46

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すこととしました。

平成27年度からこれらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

川本町では、これまで次世代育成支援行動計画（後期計画）において、「地域とともに育てる 子育て環境」を基本理念とし、町民、関係機関・団体、行政など多様な主体が協働で子どもの成長過程を総合的に支援する施策を推進してきました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度への移行後も、この基本理念を継承しつつ、これまでの取り組みを適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するための計画づくりを目指す必要があると考えます。

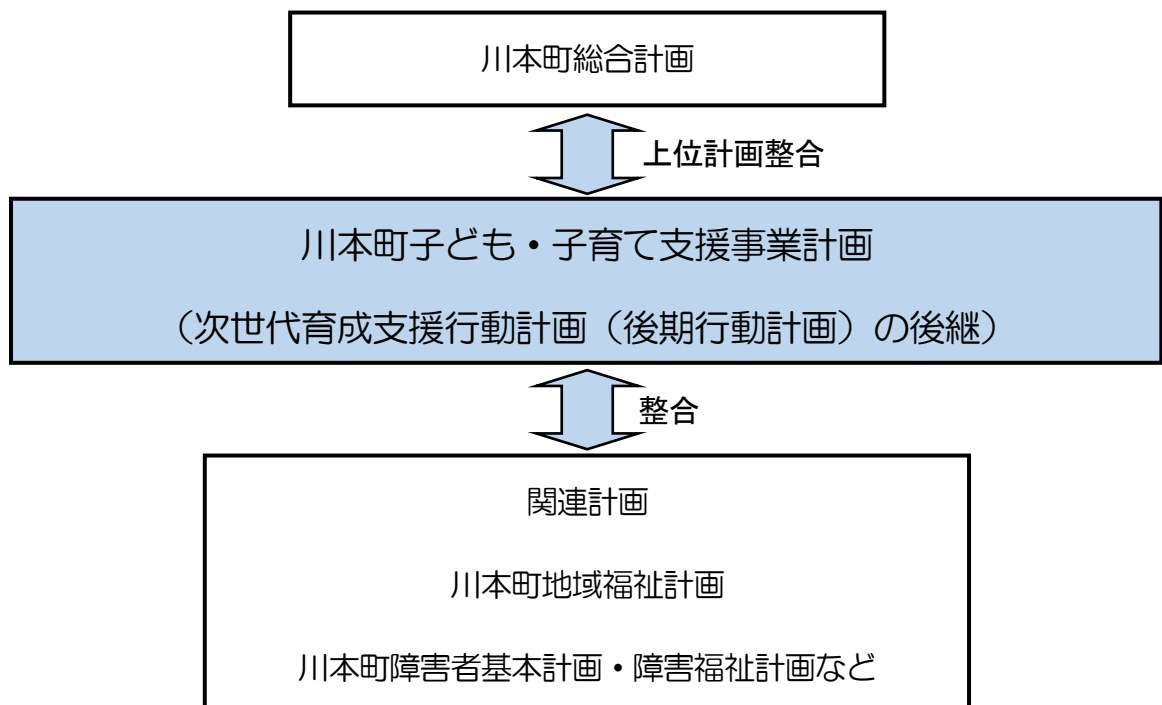
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、年度ごと、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。

(2) 関連計画との関係

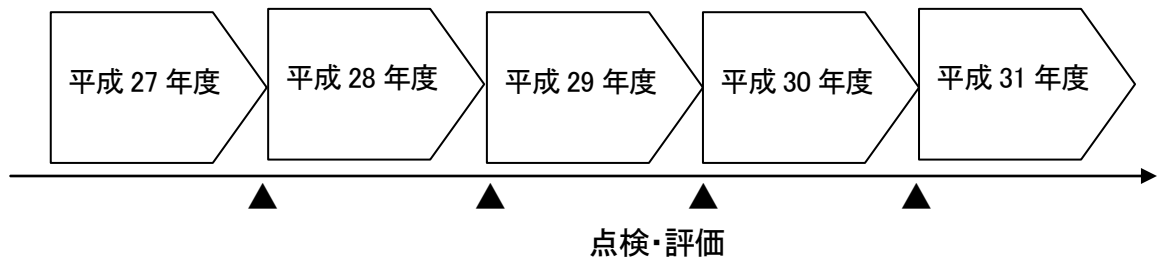
この計画は、第5次川本町総合計画の部門別計画であり、町の関連する地域福祉計画等の諸計画との整合性を図りながら作成しました。また、本計画は、次世代育成支援行動計画の後継として位置づけられています。



3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年の計画であり、今後、5年ごとに計画を作成します。

なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「川本町子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

5 計画の対象

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

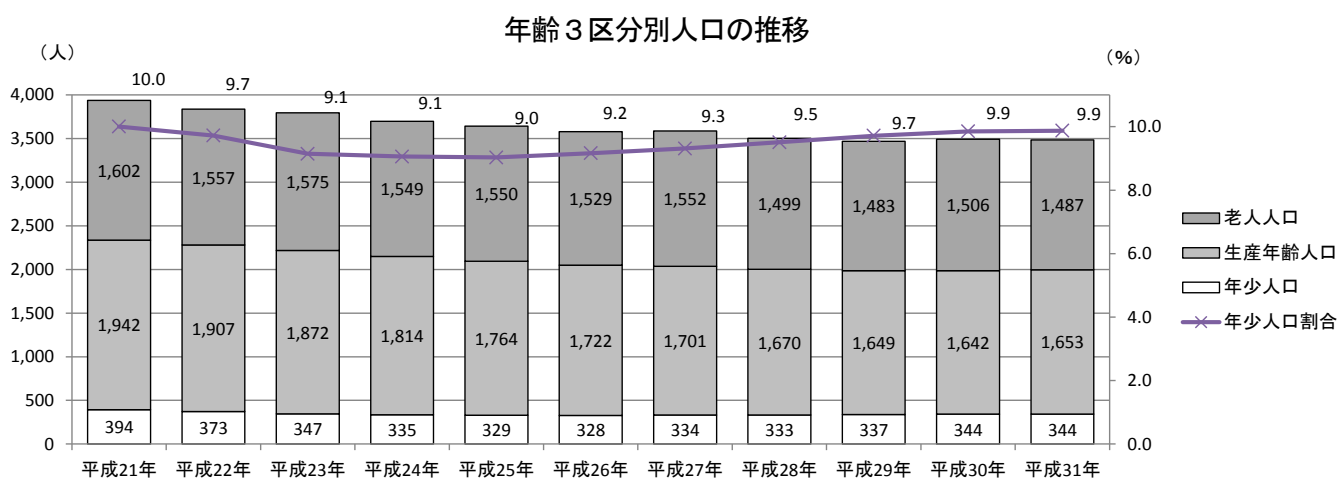
本町の人口は、平成21年以降において、減少傾向で推移しており、平成25年には3,643人となっており、そのうち、年少人口の割合も減少傾向で推移しています。

コーホート変化率法を用いた今後の人口推計については、総人口は平成31年まで3,500人前後で推移し、年少人口の割合は、9%台で推移する結果となります。

《コーホート変化率法》

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

本計画における人口推移については、平成24年から平成25年にかけての変化率と平成25年から平成26年の変化率の平均を用いて算出している。



※各年4月1日現在。住民基本台帳データ。
平成25年までは実績値、平成26年以降は推計値。

(2) 出生数及び出生率の推移

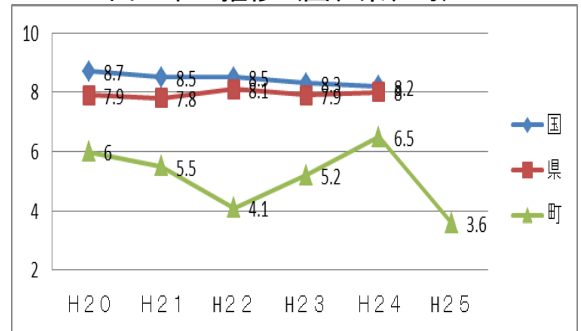
本町の出生数は、年間20名程度で推移しているが、平成25年度は13名と大きく減少しました。

また、出生率も4~6で推移していたが、平成25年度は3.6と最も低く、国、県の出生率と比較しても、低いのが現状です。

出生数の推移（単位：人）

H20	H21	H22	H23	H24	H25
24	22	16	20	24	13

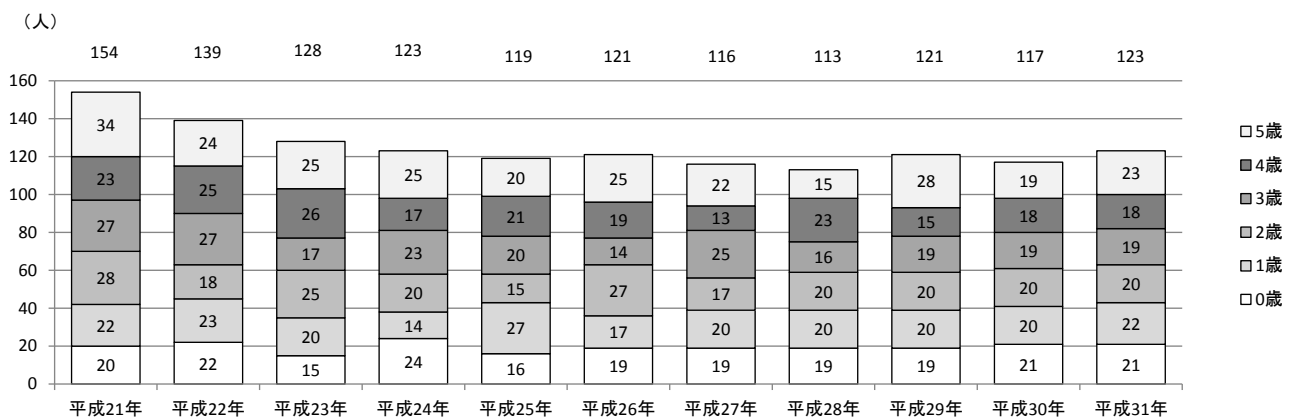
出生率の推移（国、県、町）



(3) 就学前人口の推移

本町の就学前人口の年齢別推移をみると、平成21年以降において一貫して減少傾向で推移し、平成25年において119人となっており、今後においては、120人前後で推移することが見込まれます。

就学前人口の推移

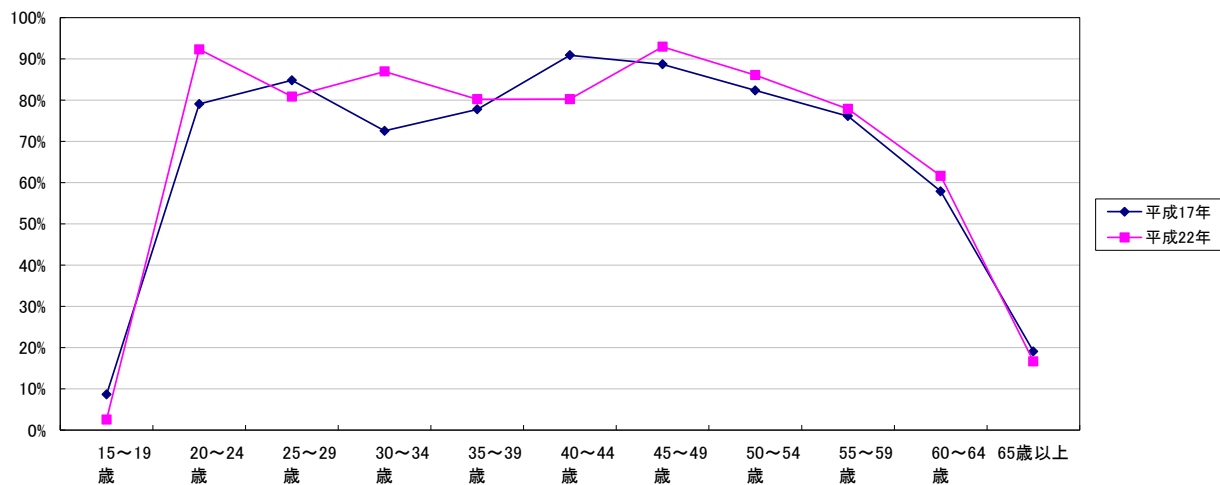


※各年4月1日現在。住民基本台帳データ。
平成25年までは実績値、平成26年以降は推計値。

(4) 女性の労働力率

本町における女性の労働力率を平成17年と平成22年で比較すると、20代前半や30代前半で平成22年が大きく上回っており、M字カーブ（15歳以上人口に占める労働力人口の割合が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する）が緩やかになっています。

労働力率（女性）



※国勢調査

2 町内の保育所の設置状況及び利用状況

本町の幼稚園及び保育園の設置状況等は、平成26年6月末において、認可保育所が3施設、入所数が88人となっています。

保育所名	平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)
川本 保育所	47	48	48	49	49	53	53	53	54	54	54	54
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
因原 保育所	34	35	35	35	35	35	35	35	35	36	37	37
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川本北 保育所	4	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6
	5	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
広域入所 (町外利用者)	0	0	0	1	1	0	0	2	2	1	1	1

※人口推移、保育所入所児童推移ともに月末時点での数値

※下段は町外からの入所児童数

3 子育て支援施策の実施状況

指標	後期計画（平成 21 年度）					
	目標	実績				
		H22	H23	H24	H25	H26
通常保育事業（認可保育所）	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
延長保育事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
夜間保育事業	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
休日保育事業	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
病児病後児保育事業	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
一時預かり事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
家庭的保育事業	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
ショートステイ事業	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
トワイライトステイ事業	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
放課後児童健全育成事業 （子どもの居場所づくり事業）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
ファミリー・サポート・センター 事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

4 町民の子育て支援ニーズ

本計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査の概要と主なニーズ結果は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

○調査対象

①就学前児童のいる世帯 120票

②小学生児童のいる世帯 110票

○調査期間：平成26年1月

○調査方法：

①就学前児童：全数・郵送による配付、保育所を通じた回収（未就園は郵送による回収）

②小学生児童：無作為抽出・郵送による配付、学校を通じた回収

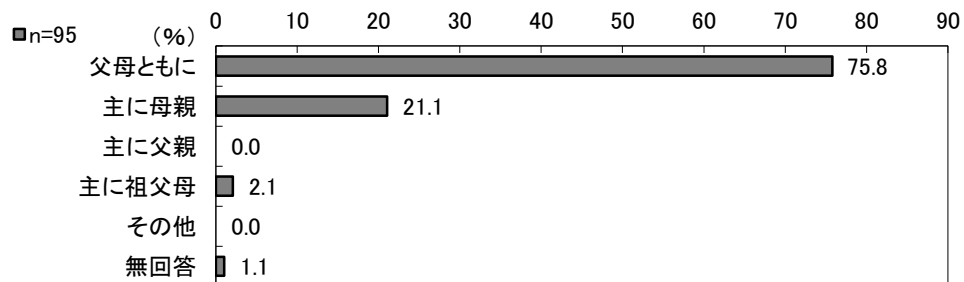
○配布・回収状況

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	120票	95票	79.2%
小学生児童	110票	82票	74.5%

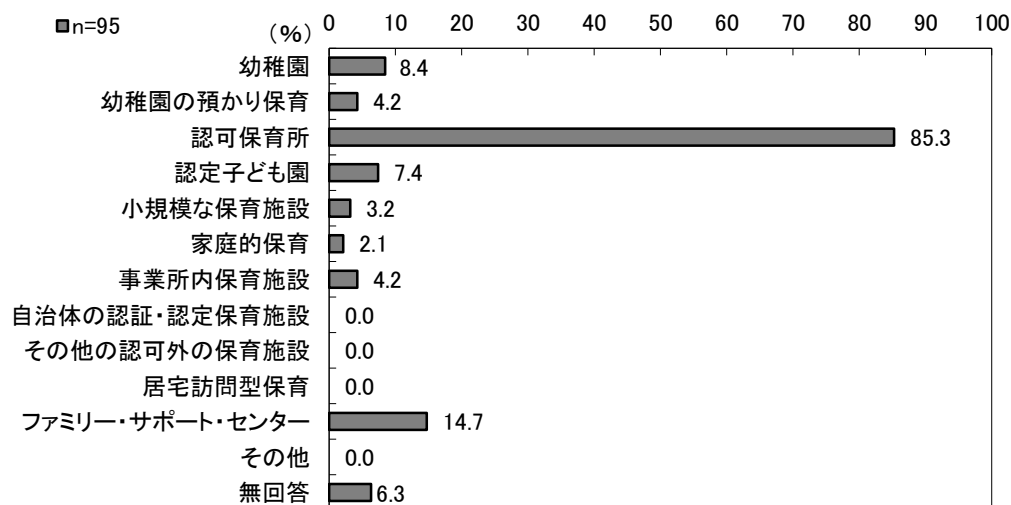
(2) 主なニーズ結果

○就学前児童

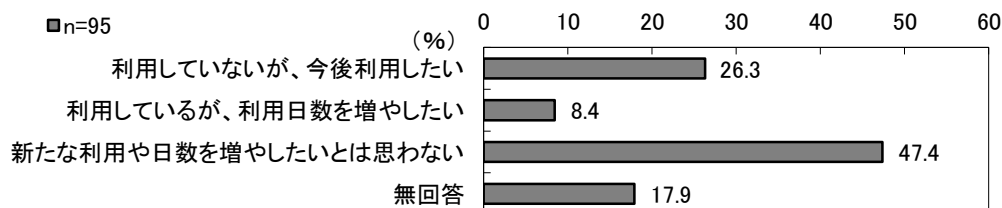
- 子育てを主にしている人は「父母ともに」が75.8%、「主に母親」が21.1%であり、父親の育児参加がみられますが、母親が主となっている家庭も依然としてみられます。



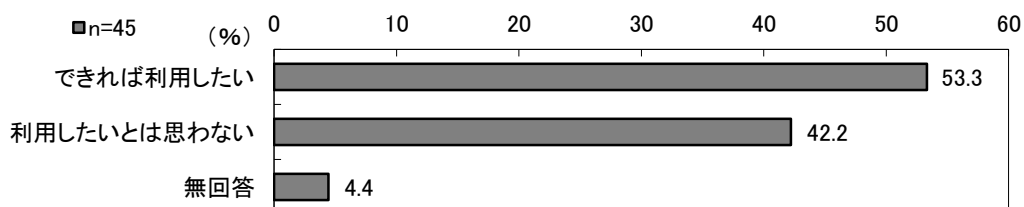
- 定期的に利用したい教育・保育事業は「認可保育所」(85.3%)が大半を占めています。



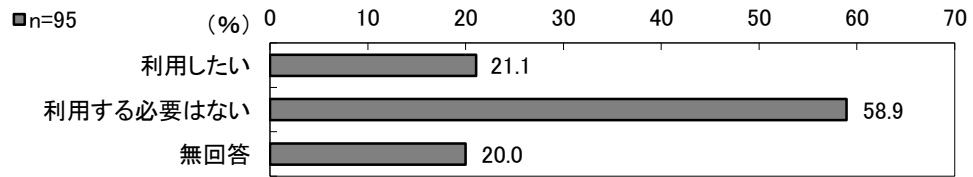
- 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が26.3%、「利用しているが、利用日数を増やしたい」が8.4%、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」が47.4%となっています。



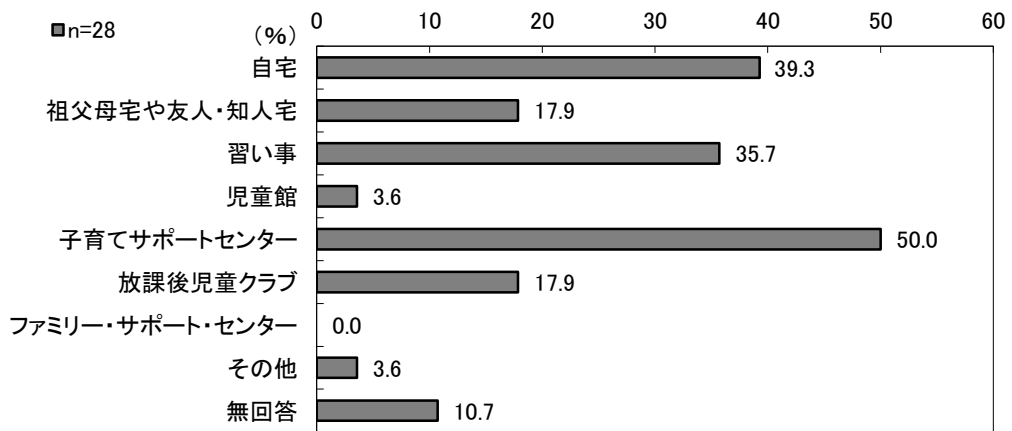
- 病気の子どものための保育施設の利用意向については、「できれば利用したい」が53.3%、一方、「利用したいとは思わない」が42.2%となっています。



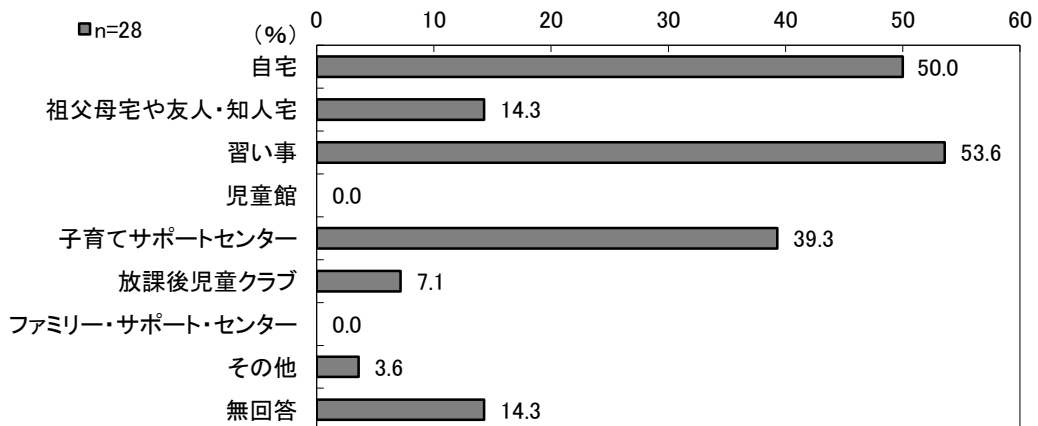
- 一時預かり等の利用意向については、「利用したい」が21.1%、一方「利用する必要はない」が58.9%となっています。



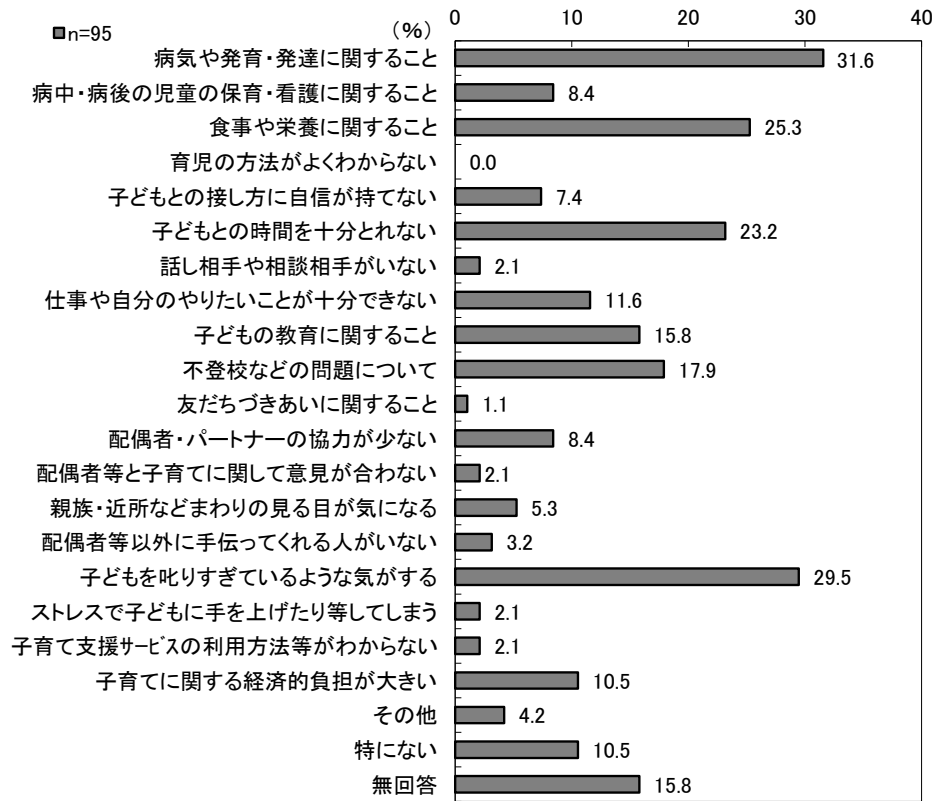
- 小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所については、低学年は「子育てサポートセンター」(50.0%)、「自宅」(39.3%)、「習い事」(35.7%)が上位回答となっています。



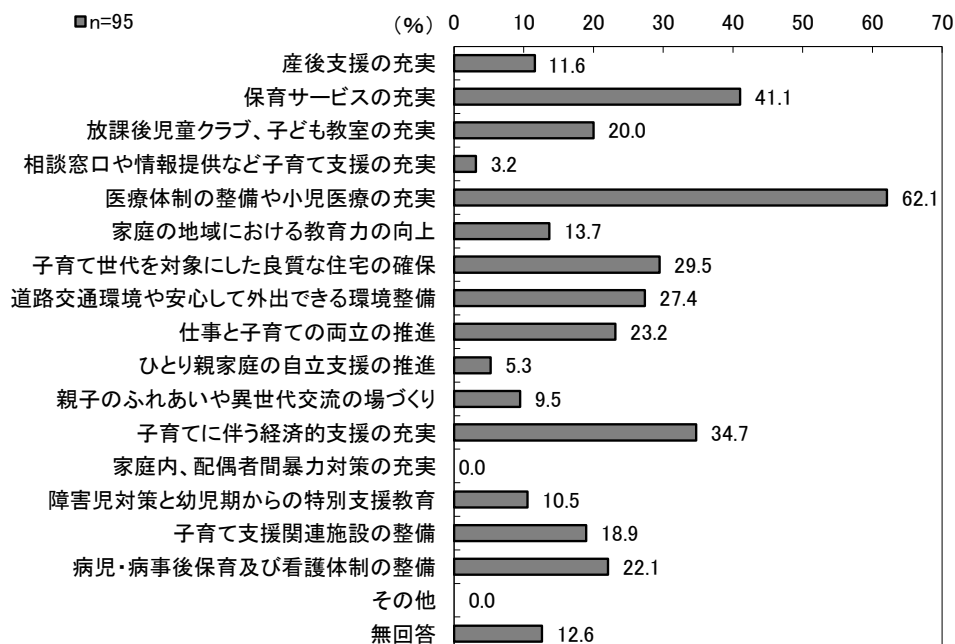
また、高学年では「習い事」(53.6%)、「自宅」(50.0%)、「子育てサポートセンター」(39.3%)が上位回答となっており、低学年、高学年ともに、上位に同様の項目があげられています。



- 子育てに関する日頃の悩み、気になることについては、「病気や発育・発達に関すること」(31.6%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(29.5%)、「食事や栄養に関すること」(25.3%)が上位回答となっています。

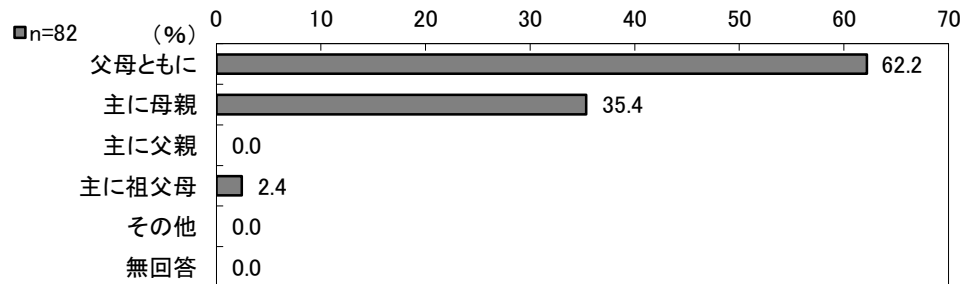


- 町が重点的に取り組む必要性が高い施策については、「医療体制の整備や小児医療の充実」(62.1%)、「保育サービスの充実」(41.1%)、「子育てに伴う経済的支援の充実」(34.7%)が上位回答となっています。

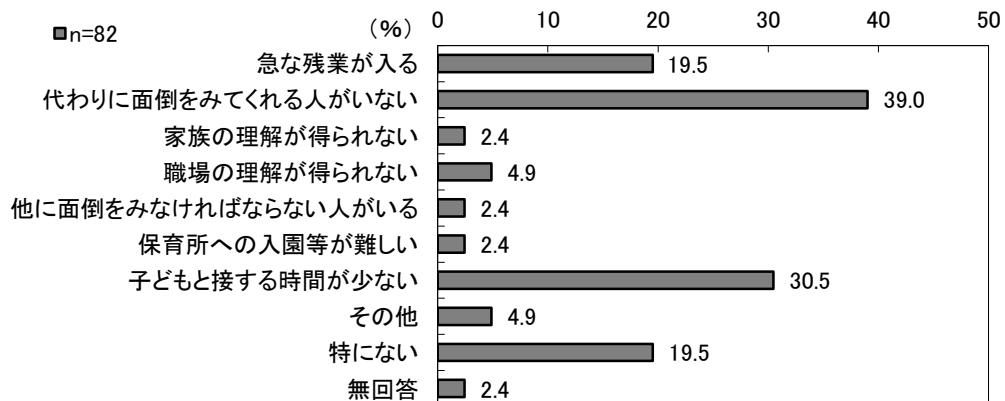


○小学生児童

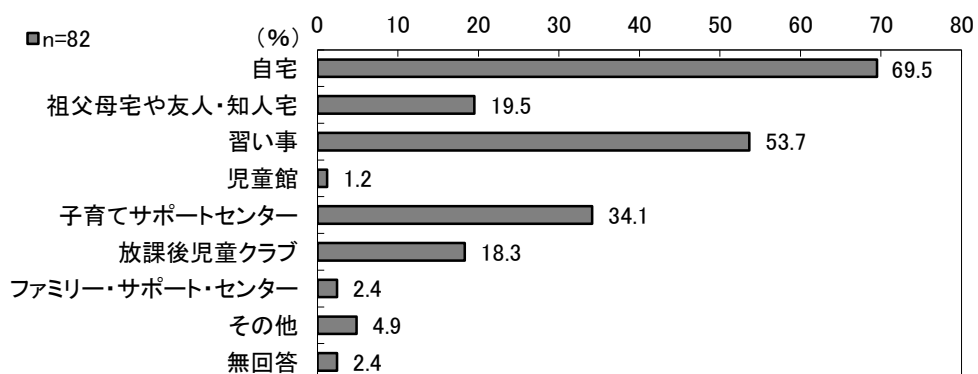
- お子さんの身の回りの世話を主にしている人は、「父母ともに」が62.2%、「主に母親」が35.4%であり、父親の育児参加がみられますが、母親が主となっている家庭も依然としてみられます。



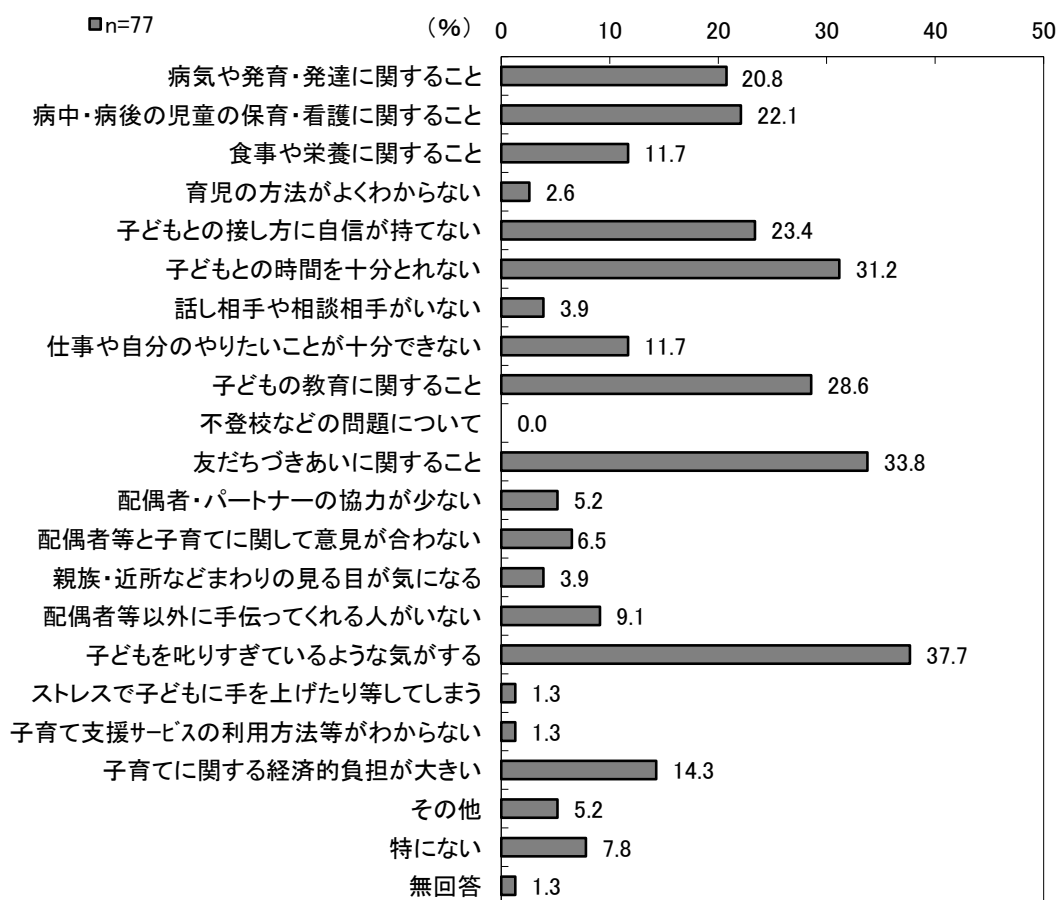
- 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、「代わりに面倒を見てくれる人がいない」(39.0%)、「子どもと接する時間が少ない」(30.5%)、「急な残業が入る」(19.5%)が上位回答となっています。



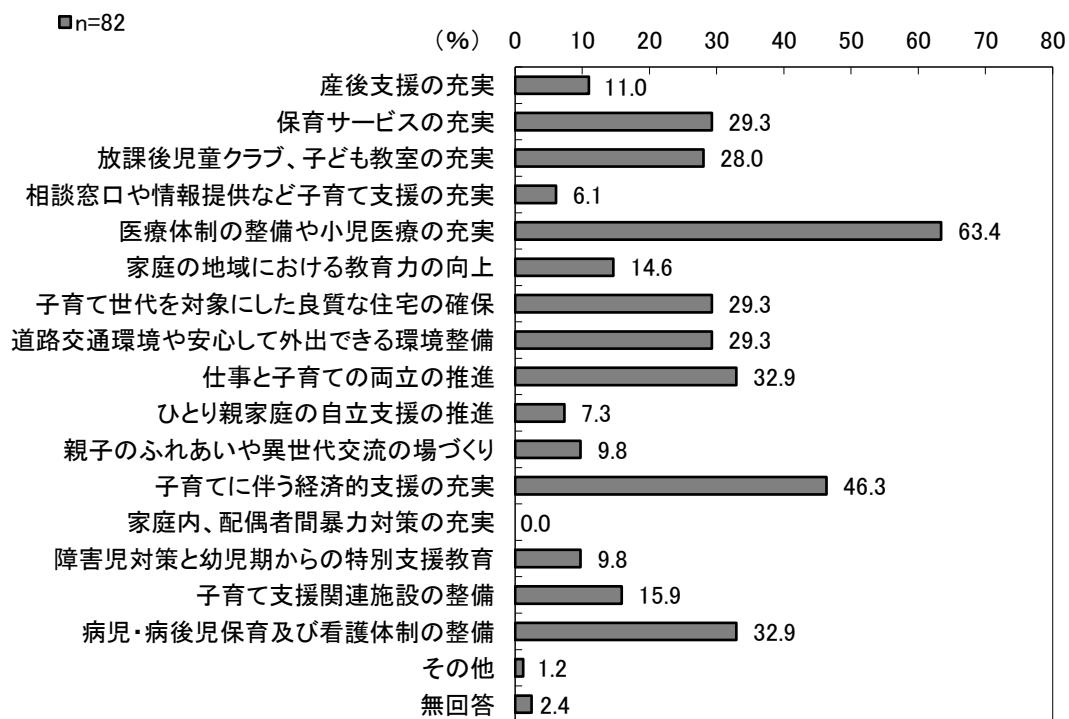
- 希望する放課後の過ごし方については、「自宅」(69.5%)、「習い事」(53.7%)、「子育てサポートセンター」(34.1%)が上位回答となっています。



- 子育てに関して日頃悩んでいることについては、「子どもを叱りすぎているような気がする」(37.7%)、「友達つきあいに関すること」(33.8%)、「子どもとの時間を十分とれない」(31.2%)が上位回答となっています。



- 町が重点的に取り組む必要性が高い施策については、「医療体制の整備や小児医療の充実」(63.4%)、「子育てに伴う経済的支援の充実」(46.3%)、「仕事と子育ての両立の推進」及び「病児・病後児保育及び看護体制の整備」(同率32.9%)が上位回答となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

本計画は、川本町の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」であり、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指します。

2 基本理念

次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念
「地域とともに育てる 子育て環境」



**子育て、子育て環境を
地域が一体となって育むまち、かわもと**

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

また、子育て・子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく必要があります。

さらに、子ども・子育て支援法において「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

上記内容を踏まえ、川本町がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「川本町子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「子育て、子育て環境を、地域が一体となって育むまち、かわもと」と設定します。

3 基本目標

上記の基本的な考え方や基本理念に基づき、本計画の基本目標を下記のとおり設定します。

目標1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

子育て世代が安心して生活し、子育てができるよう、生活環境の整備を促進するとともに、医療機関などの関係機関と連携し、母子ともに健康な子育て環境の充実を図ります。

また、父親、母親が子育てを協力しあい、子育てと仕事とのバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくりを目指します。

また、障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭等の特別な配慮を必要とする家庭等に対して、子どもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し適切な支援を提供します。

目標3 子育てと育ちを地域で支える環境づくり

町内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てできるような環境を構築するため、地域で子育てを積極的に支援します。

また、心身ともに健やかでたくましい次代の親を育むため、地域の人々との交流機会を積極的に持つなど、地域で子育てを支える環境づくりを目指します。

第4章 基本目標ごとの取組

目標1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

核家族化の進展や女性の社会進出など社会環境の変化により、母親は育児に対する不安や負担、孤立感を抱えやすい状況にあります。

本町では、これまで、妊娠中から出産・乳幼児期を通して、健やかな成長・発達と育児不安の軽減、育児支援を図るためのサービスの充実に努めるとともに、保育サービスをはじめ、各種子育て支援サービスを本町に合った必要度や容量をその時々において見極めながら、子育てを支援できる体制づくりに努めてきました。

しかし、アンケート調査では、子育てに関する不安や負担については、就学前児童で53.7%、小学生児童で59.8%が“不安や負担を感じる”ほか、町が重点的に取り組む必要性が高い施策として、就学前児童、小学生児童ともに、「医療体制の整備や小児医療の充実」、「子育てに伴う経済的支援の充実」が上位回答にあげられ、医療や経済的支援を中心とする子育て支援が求められています。

そのため、母子の健康の確保や、柔軟な保育サービス提供体制の充実、子育て世代の負担軽減などに向けた施策・事業を展開し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに努めます。

1 保育サービスの充実

(1) 多様な保育ニーズに応えるサービスの提供

【現状と課題】

本町では、3か所の保育所（川本保育所、因原保育所、川本北保育所）があり、延長保育、地域活動事業を実施するとともに、一時保育（川本保育所）や障がい児保育についても実施し、多様な保育のニーズに対応しています。

しかし、川本北保育所の入所児童数10名を下回るなど、入所児童数の減少に伴い、保育所の運営が困難になっているほか、耐震性に問題のある施設もあり、新たな施設整備も含めて、各保育所の今後のあり方について検討が求められています。

【取組の方向】

女性の社会進出や就労形態の変化等に伴い、一時保育、延長保育などの多様な保育ニーズにこたえるとともに、専業主婦への子育て支援も視野に入れて、だれもが必要なときに安心して利用できるように、地域のニーズを的確に把握しながら柔軟な保育サービスの提供に取り組めます。

また、平成27年度から、町内全ての保育所において、全ての年齢児に炊きたてのご飯を提供する「保育所完全給食事業」を実施します。

【主な施策・事業】

- ①通常保育の実施
- ②特別保育の実施
- ③保育所完全給食事業の実施

(2) 子育て情報の充実《子育てマップに掲載》

【現状と課題】

広報紙や町HPへの子育て支援情報の掲載を、全庁的に情報を集約して行っているほか、町の定住パンフレットには、居住、働く場、生活・暮らしと合わせて、子育て支援施策も大きく取り上げて情報発信しています。”

しかし、子育て情報・安全・安心マップの作成、保育所のサービス評価については、実施に至っておらず、子ども・子育て支援新制度への移行に併せて、具体的な実施を検討する必要があります。

【取組の方向】

町の広報誌やホームページを有効活用し、子育てに関する複数の機関の情報を集約して提供する仕組みづくりに取り組みます。

【主な施策・事業】

- ①子育て情報・安全・安心マップ
- ②保育所のサービス評価

2 子育て家庭にかかる経済的負担の軽減

(1) 子育てに関する各種助成・手当の支給の実施

【現状と課題】

本町では、未就学児童については、医療費の全額を助成し、小中学生については、医療費1割負担（負担上限月額：入院2,000円・通院1,000円）としているほか、第2子以降児童の保育料を無料化しています。また、町内在住の高校生以下の子どもに対し、町内の公共施設やスクールバス、文化ホールでの文化・芸術公演等を無料で利用できるパスポートを発行し、さらには、子育て環境の支援と、乳幼児の交通安全の推進のため、チャイルドシート購入費の2分の1を助成しています。

一部の事業については、PR不足もあり、申請が少ない現状があるため、必要とする人が利用できるよう、サービスの周知に取り組む必要があります。

【取組の方向】

子育てで家庭にかかる経済的負担を軽減するため、各種助成・手当の支給を実施し、制度の周知を強化することで利用の促進を図ります。

【主な施策・事業】

- ①子ども等医療費の助成
- ②保育料の減免
- ③子どもフリーパス事業
- ④チャイルドシート購入費の助成

3 安心して遊び生活することができる環境の整備

(1) 安心して親子で遊べる公園の整備

【現状と課題】

現在、都市公園として町内3カ所の公園が整備されていますが、いずれも子どもが遊ぶための遊具は老朽化が進んでおり、保護者から、子どもが遊べる遊具がないという意見も多いことから、整備に向けた検討が必要です。

【取組の方向】

現在の公園は、町の中心部から離れていることや交通の不便さから、親子づれがすぐ遊べる場所がないことから、近場にある保育所の園庭の休日開放を検討していきます。

また、住宅の中にある公園について再点検し、使用できる公園等は子どもマップに掲載していきます。

【主な施策・事業】

- ①保育所園庭開放
- ②子育てサロン

(2) 良好な居住環境の確保

【現状と課題】

平成21年度から平成23年度にかけて、1戸12室の定住住宅整備を行いました。子育てしやすい質の高い住宅が不足している現状にあります。

また、町営住宅は管理戸数324戸の内、耐用年限を経過した住宅も全体の2割程度を占めるなど、老朽化が進んでおり、新たな住宅整備が必要です。

【取組の方向】

町有地を活用し、子育て世帯を対象とした定住促進住宅の整備等を計画的に進めていきます。

【主な施策・事業】

- ①住宅の整備

(3) 安全な道路環境の整備

【現状と課題】

弓市地区の歩道整備については、商業店舗をはじめ、学校や病院への通学・通院路となっていることから、歩道設置や歩行車優先のカラー舗装の整備が行われました。

しかしながら、大型車の通行もあることから、カラー舗装だけでは通学児童にとって危険な状況であるため、引き続き歩道設置に向けた要望を行っていく必要があります。

また、川本大橋の歩道橋設置については、平成27年6月頃完成予定であり、その前後区間の歩道整備についても、引き続き整備が行われる予定です。

【取組の方向】

弓市及び川本東大橋までの区間において、歩道未設置箇所の歩道整備を要望していきます。

また、平成26年度に設置した「川本町通学路安全推進会議」において、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の安全に確保に向けた取り組みを行います。

【主な施策・事業】

- ①川本大橋前後区間の歩道設置
- ②川本町通学路安全推進会議の開催による通学路の安全確保

4 仕事と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と家庭生活のバランスがとれる環境づくり

【現状と課題】

男女が協働して子育てを行えるように、母子手帳交付時に親子手帳を交付し、父親の育児参加の意識啓発を実施していますが、事業主等へ普及啓発が未実施です。

【取組の方向】

男性を含めたすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が可能となるよう地域、事業主に対し意識啓発活動を進めます。

また、事業所において、育児・介護休業等関係法制度を導入することで仕事と子育ての両立できる職場環境づくりを目指します。

【主な施策・事業】

- ①育児・介護休業法等関係法制度等の広報・啓発・情報提供
- ②一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発

5 妊娠、出産及び不妊への支援の充実

(1) 妊産婦に対する支援の充実

【現状と課題】

母子手帳交付時に行うアンケートを基に、保健師や栄養士が相談に応じているほか、妊婦健診受診票配布、妊産婦訪問（100%）をしています。

育児に取り組む親が、家族・地域・専門機関などに支えられながら安心して妊娠・出産期を過ごせるように、引き続き、支援体制の充実を図っていく必要があります。

【取組の方向】

ひとりで孤独に子育てしているのではなく、家族・地域・専門機関などに支えられながら安心して妊娠・出産期を過ごせるように、母子健康手帳交付時からの関わりをもちながら、支援体制の充実を図っていきます。

また、仲間づくりの場として、子育て支援事業の参加を勧奨します。

さらに、就労妊産婦の労働環境について、今後も乳幼児健診等で実態把握を継続して行い、地域の事業所で妊産婦の健康管理について話し合える環境づくりを推進します。

【主な施策・事業】

- ①母子健康手帳交付時妊婦健康相談
- ②妊婦健康診査受診票
- ③妊産婦訪問指導
- ④妊婦相談

(2) 不妊に対する支援の充実

【現状と課題】

近年、女性の就業率の向上などから結婚後すぐには子どもを望まない生活をしている場合や、晩婚化の進行、不況による経済基盤の脆弱化などにより子どもを出産する年齢が高くなっています。そのため、妊娠しやすい時期を逃してしまい、不妊に悩む夫婦が増加しています。不妊に悩む夫婦に対して、正しい情報の提供や、心理的な問題への対応が必要です。

【取組の方向】

子どもを生み育てたいと願っているご夫婦に対し、不妊治療等に要する費用の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。また、不妊について情報を提供し、気軽に相談できる体制の整備を行います。

【主な施策・事業】

- ① 特定不妊治療費上乗せ助成
- ② 一般不妊治療費等助成
- ③ 不妊についての相談窓口の設置及び知識の普及啓発

6 子どもの心と体の健やかな発達の促進と育児不安の軽減

(1) 乳児相談・乳幼児健診等の場を活用した親と子の健康支援の充実と育児不安の軽減

【現状と課題】

月に一度の相談事業により、発育発達における異常の早期発見と、保護者の育児不安の解消につなげており、親同士の交流の場となっています。（乳幼児相談）

また、心身の発育発達チェックを行い、異常の早期発見及び基本的な生活習慣確立のための支援を行っています。（乳幼児健診）

子育てに不安や負担を感じている親の割合は、4、5ヵ月健診対象児の親が一番多い状況を踏まえ、親が抱える育児不安や育てにくさに寄り添いながら、適切な支援を行っていく必要があります。

【取組の方向】

疾病、障害の早期発見・早期治療（療育）の目的と、育児不安や虐待予防など母親への育児支援の場としても重要であることから、今後とも健診体制の充実と相談しやすい環境に改善していきます。また、発達段階に応じた栄養指導、心の発育、う歯予防、早寝、早起き等基本的な生活習慣の確立をめざします。

さらに、保育所等と連携し、子育て支援ファイルを活用しながら気になる子に対する早期支援と親の育てにくさに寄り添う支援に努めます。

【主な施策・事業】

- ① 4～5月か児健康診査
- ② 1歳6か月児健康診査
- ③ 2歳児健康診
- ④ 3歳児健康診査
- ⑤ 4歳児健康診査
- ⑥ 発達クリニック
- ⑦ 乳児・妊婦相談
- ⑧ 乳児訪問（4ヶ月までの乳児家庭の全戸訪問）

(2) 親の健康管理体制の推進

【現状と課題】

検診の対象年齢になると、検診の案内を個別送付しています。また、児の健診で会う母親に対して、検診の受診状況を一緒に確認し、健康管理を促しています。

子育て世帯や働き盛り世代が多い40歳代からの検診受診率が低く、検診の受診率向上に向けて引き続き受けやすい検診体制を検討する必要があります。

【取組の方向】

親が健康であることが子育てにゆとりと活力を生み、子どもの健やかな成長に影響することから、子育ての親が受けやすい検診体制の整備を推進します。

【主な施策・事業】

- ① 健康診査（基本・がん検診等）

7 小児保健医療の充実

(1) 地域医療

【現状と課題】

町内に小児科、産婦人科の専門医がおらず、近隣の小児科、産婦人科を受診するためには、自家用車か公共交通機関が必要であり、緊急時等に受診する際には不便且つ不安な状況です。

【取組の方向】

小児医療は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の専門科のない中山間地域の本町にとっては、県・医師会・近隣の医療機関等の協力の基、小児医療の充実に努めていきます。

育児不安への支援として、有所見のある妊婦や低体重児、多胎児出産の産婦に対して、医療機関との情報交換を行いながら、不安の軽減や健康管理についての関わりを充実させていきます。

(2) 感染症予防のための個別予防接種の推進

【現状と課題】

感染症蔓延予防と個人の重症化予防のため、医療機関と連携を図りながら個別接種で実施しています。

今後とも医療機関と連携を図り、円滑に予防接種が受けられるよう体制を整えていくとともに、未接種者に対しては、相談事業や健診等で適直接種勧奨を行う必要があります。

【取組の方向】

かかりつけ医に相談しながら予防接種についての理解を深め接種していくよう勧めます。また、乳児相談、乳幼児健診で未接種者に接種勧奨をします。

【主な施策・事業】

- ① 関係機関との連携による接種勧奨
- ② 予防接種の未接種児への接種勧奨の強化

(3) 事故防止についての学習の場の充実

【現状と課題】

子どもの死因の第1位は「不慮の事故」であり、事故予防については、引き続き子どもの発達段階に合わせた啓発が必要です。

【取組の方向】

不慮の事故の手当に関する学習の場を関係機関と検討し、知識・技術の向上を目指します。また、発達段階ごとの子どもの特徴と起こりやすい事故及びその予防策について普及啓発を行います。

【主な施策・事業】

- ① 救急法の学習
- ② 乳幼児健康診査等での情報提供、普及啓発

目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

年少人口、出生数の減少がみられるなか、本町における少子化進行への対策として、次代の親となる世代が、このまちで、子どもを産み、育てたいと思える環境づくりが、なによりも重要です。

子ども自身も、次の世代の「親」となり、家庭や地域づくりを担っていく必要があり、豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、次代の親を育成するという視点から子どもの健全育成を進めていくことも重要です

本町では、これまで、中学生・高校生が乳幼児と触れ合う機会など、将来の子育てに関する貴重な体験学習の場づくりに努めるとともに、虐待防止ネットワークの設置やひとり親家庭、障がい児をもつ家庭に対する支援に努めてきました。

アンケート調査では、子育ての楽しさ・大変さについては、就学前児童で「楽しいと感じることの方が多い」が37.9%にとどまります。また、子育てに関する日頃の悩み、気になることについては、就学前児童で(29.5%)小学生児童で37.7%が「子どもを叱りすぎているような気がする」と回答しており、子育て世代の不安軽減に向けた環境づくりとともに、子どもの最善の利益が守られる環境づくりが必要です。

また、親の立場からの放課後の過ごし方として、就学前児童では、低学年のうちは17.9%、高学年のうちは7.1%、小学生児童では、11.0%が「放課後児童クラブを利用したい」、さらに、小学生児童では、7.3%が「放課後子ども教室を利用したい」をあげており、児童の健全な育成に資する放課後の居場所の確保が重要となっています。

そのため、特別な支援が必要な家庭等に対する支援の充実、教育の充実、次代の親の育成、放課後児童健全育成事業の充実などを図り、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに努めます。

1 小児期からの生活習慣病予防対策と歯科保健対策の推進

(1) 生活習慣病予防対策

【現状と課題】

食育推進計画をもとに、生活習慣の改善や食を通じて自分の体に関心を持ち、バランスのよい食べ方、食事のマナーなど「食育」について乳幼児期から発達段階に応じて、関係機関と連携を図りながら食育事業を展開し、小児期からの生活習慣病予防対策を推進しています。

起床・就寝の不規則から、朝食を食べない子どももいることから、乳幼児期から高校まで関係機関と連携し、一貫した生活習慣の取り組みを今後も継続していくことが必要です。

【取組の方向】

今後も関係機関と連携を図り、乳児期から一貫した生活習慣病予防対策を展開していきます。

【主な施策・事業】

- ①離乳食教室
- ②乳幼児健診
- ③親子クッキング教室
- ④保育所クッキング
- ⑤小児生活習慣病予防教室（小学校・中学校）
- ⑥生活習慣病予防講座（高等学校）
- ⑦食育講演会（高等学校）

（2）歯科保健対策

【現状と課題】

乳児期の早期から歯科衛生士による歯科指導を行うとともに、乳幼児健診にて歯科健診及び個別に歯磨き指導を行っています。

また、3歳児、在宅の4、5歳児を対象にフッ素塗布を実施し、4歳児以上の保育所入所児、小学生、中学生を対象にフッ素洗口を実施しているほか、保育所において歯の健康教室を実施しています。

子どもの歯の健康に対する現状としては、3歳児のむし歯有病率が高く、むし歯有病率の低下に向けた取り組みが必要です。

【取組の方向】

関係機関と連携を図りながら、歯の大切さや歯予防に対する意識づけを図る必要があります。

【主な施策・事業】

- ① う歯予防・歯磨き指導（相談・健診時）
- ② 歯の健康教室
- ③ フッ素塗布
- ④ フッ素洗口

2 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

(1) 母性・父性の醸成

【現状と課題】

学校と連携を図り、中高生を中心に乳幼児相談や保育所等で実際に乳幼児と触れ合う機会を設けています。

不登校の児童に対する支援体制の検討や、乳幼児期から学童思春期へと発達段階に応じた関係機関の連携が必要です。

【取組の方向】

学校と連携を図り、中高生を中心に思いやりや優しさを育てていけるよう、乳児相談・保育所等で実際乳幼児と触れ合う機会を充実していきます。

【主な施策・事業】

- ①乳児相談での赤ちゃんふれあい体験

(2) 性感染症に対する学習機会の充実

【現状と課題】

現在、性について「特に知りたいことはない」と答える子どもが多い状況です（平成25年度思春期性に関する意識調査集計結果より）。自分の性への意識や異性への興味をもたず、おのずと将来のライフプランを思い描けない子どもが増加していくことが懸念されます。

ひとり一人が自分の心と身体に関心を持ち、自らの行動についての的確な判断ができるよう意識の向上に努めます。

【取組の方向】

健康を維持するために必要な正しい生活習慣・性や性感染症予防に関する正しい知識の普及や、教育の充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ①中学校・高等学校における性教育講演会の実施

3 特別な配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

川本町要保護児童対策地域協議会を中心に、町内での虐待ケースの把握や、虐待予防対策、啓発活動等を行っているとともに、実務者レベルで年4回、ケースの確認や対策の検討を行っています。”

引き続き、関係団体の連携を強化し、虐待防止に向けた取組を行う必要があります。

【取組の方向】

児童虐待防止のため、地域の関係機関が連携して迅速に対応できるネットワークを確立します。

【主な施策・事業】

- ①虐待防止ネットワークの設置

(2) ひとり親家庭に対する相談等支援体制の充実

【現状と課題】

児童扶養手当の支給、福祉医療費の助成、保育料の優遇措置等、国・県の制度の基づく支援を行っています。

引き続き、国・県の制度に基づく支援を行うとともに、制度の周知や相談窓口機能の充実を図る必要があります。

【取組の方向】

ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、各種助成・優遇措置の実施や、制度周知を強化し、相談体制の確立に努めます。

【主な施策・事業】

- ①島根県母子福祉協力員の配置
- ②児童扶養手当の支給手続き
- ③保育料の優遇措置
- ④福祉医療費の支給

(3) 障がい児をもつ家庭に対する相談等支援体制の充実

【現状と課題】

児童扶養手当の支給、福祉医療費の助成、保育料の優遇措置等、国・県の制度の基づく支援を行っています。

引き続き、国・県の制度に基づく支援を行うとともに、制度の周知や相談窓口機能の充実を図る必要があります。

【取組の方向】

障害のある子どもの家庭に対し、以下の取り組みを行うことにより障害のある子どもが地域や集団において安心して生活できるよう取り組んでいきます。

【主な施策・事業】

- ①居宅サービス事業の実施
 - ・ 障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障がい児への訪問・通所サービス
- ②保育所における障害児の受け入れ推進
 - ・ 障がい児保育事業
- ③障がい児の就学・修学支援の実施
 - ・ 教育支援委員会の開催
- ④経済的負担軽減のための各種制度の実施
 - ・ 特別児童扶養手当の支給手続き
 - ・ 特別障害児福祉手当の支給手続き
 - ・ 保育料の優遇措置
 - ・ 福祉医療費の支給
 - ・ 補装具の交付、修理
 - ・ 日常生活用具の給付・貸与
- ⑤相談体制の確立
 - ・ 相談支援事業所（サポートセンターおおち）による相談支援
 - ・ 障がい者福祉協会による定期相談会
 - ・ 発達相談
 - ・ 乳幼児検診時を利用した相談
 - ・ 訪問指導
 - ・ 身体障害者相談員
 - ・ 知的障害者相談員
 - ・ 川本町特別支援連携協議会による教育相談
 - ・ 乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談体制づくり

4 教育環境の充実

(1) 次世代を育む体験学習の充実

【現状と課題】

学校と連携を図り、中高生を中心に乳幼児相談や保育所等で実際に乳幼児と触れ合う機会を設けています。

引き続き学校と連携し、生徒の社会性や豊かな人間性を育てていけるよう支援していく必要があります。

【取組の方向】

乳児相談、保育所等で中学生・高校生が乳幼児と直接触れ合う機会をつくることで児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むことができるとともに、こうした機会は、将来の子育てに関する貴重な体験にもつながるため、多くの乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

【主な施策・事業】

- ①乳児相談
- ②中高生と乳幼児のふれあいの場の提供

(2) 幼児教育の充実

【現状と課題】

本町では、保育所が就学前の教育を担い、在宅の親子には川本保育所にある地域子育て支援センター、子育て全般として、次世代サポートセンターが重要な役割を担ってきました。平成22年度からは、すこやかセンターを子育ての拠点に地域子育てサポートセンターとして活動しています。

また、すこやかセンターで開催している子育て広場（のびのびくらぶ）では、在宅の乳幼児と高齢者との世代間交流を行っています。

さらに、心やことばを育てる感性豊かな子育てと親子のふれあいを目的に親子読書指導等を行っています。

子どもが自立するために、どんなことをしたら良いか考えていくと同時に親への教育も必要なことから、保育所、地域、学校との連携が引き続き必要となります。

【取組の方向】

自制心や規範意識の醸成に向け、子育て広場で在宅の保護者と検討会を持ちながら事業内容の充実を図っていきます。

基本的な健康生活習慣の確立に向け、基本的な生活習慣を身につけるため乳幼児期から発育・発達段階に応じ実施している食育「親子クッキング」の充実に取り組めます。

運動能力の向上に向け、公民館、体育指導員が主体となって地域ボランティアや中・高生との交流を通じて様々な遊びを指導を受けながら子どもの運動能力向上に努めます。

【主な施策・事業】

- ①地域子育てサポートセンター
- ②ブックスタート事業（親子読書指導）
- ③ミニ読書会
- ④親子クッキング教室【再掲】
- ⑤離乳食・幼児食教室【再掲】

目標3 子育てと子育てを地域で支える環境づくり

子育ては、明日の社会を担う子どもたちを育む尊い営みであり、子育ての基本は家庭にあるものの、その家庭や子どもたちは地域に根ざして生活をしていることから、地域の人々との関わりは重要です。

本町では、これまで、次代を担う子どもたちの育成を最重要課題とする土壌を地域に根づかせ、地域全体で郷土を愛する子どもを育てるため、子育て講演会の実施など、住民に対する意識啓発に努めてきました。

アンケート調査では、子育てにもっとも影響する環境について、就学前児童で60.0%が「地域」をあげ、また、子育てに関する悩みや不安を相談する相手としては、小学生児童で、48.8%が「隣近所の人、地域の知人、友人」をあげており、子育て世代に対し地域が担う役割が大きいことがうかがえます。

そのため、地域全体が子育てや子育てに関心を抱き、子どもやその家庭をあたたく見守り、ときには積極的に関わっていくことによって、町全体で子育て世代を支える環境づくりに努めます。

1 児童の居場所づくり

(1) 地域における放課後児童対策

【現状と課題】

平成24年4月から町内3小学校が統合し、川本小学校1校となり、登下校がスクールバスに変わるなど、子どもの放課後の行動が大きく変化したことから、これまでの各小学校区で行ってきた放課後対策では、対応が難しくなりました。

また、社会情勢に伴い、核家族化が進んだことや、共稼ぎ家庭が増えたことにより、長期休暇中の子どもの居場所対策も必要になっています。

【取組の方向】

本町では、子どもとその保護者、子育て支援に関わる人々をつなぎ、地域全体で子育てをする事を目指して、子育てサポートセンターを設置し、小学生の放課後や長期休暇の居場所の確保、また、子育て中の方への支援を行っています。

【主な施策・事業】

- ①地域子育てサポートセンターにおけるこどもの居場所づくり

2 子育て中の親子交流・相談の場づくり

(1) 親子同士が気軽に交流できる場の提供

【現状と課題】

本町の子育て中の親子は、町内にある3保育所を利用している親子と在宅での子育てをしている親子に分かれています。その中で、在宅児家庭の親子が気軽に集まり、交流できるスペースとして、子育てサポートセンターがあり、子育て相談や親同士、子ども同士の交流を図っています。また、保育所でも、3保育所園児の交流や、在宅児家庭の親子を招いた取り組みなどを行っています。

今後もより身近で気軽に参加出来る交流の場の提供が必要です。

【取組の方向】

子育てサポートセンターを拠点として、在宅児家庭の親子の交流や子育て相談の場を提供していきます。また、保育所同士の交流や、在宅児家庭との交流など、保育所を拠点とした交流の場の提供も行っていきます。

【主な施策・事業】

- ①子育てサロン
- ②保育所開放

3 地域全体・全ての世代での子育て支援

(1) 地域全体で子育て支援に取り組むための住民に対する意識啓発

【現状と課題】

平成24年度に、町内の3小学校が児童数の減少により統廃合となり、現在の川本小学校1校となりました。このことで、これまで川本西小学校区や三原小学校区で行ってきた地域ボランティアの方による放課後の居場所事業は、スクールバスでの登下校に伴い廃止となり、地域と子どもとの接する時間が少なくなっていました。

地域の方と子どもの接する時間を増やす事に加え、地域住民の子育てに関する意欲を維持することが必要です。

【取組の方向】

現在地域が行っている行事や活動には、子どもを意識した内容の取り組みが多くあります。このことに加え、地域の方を中心とした、新たな子ども活動を行うなど、お互いの接点を増やす取り組みを行っていきます。

【主な施策・事業】

- ①家庭教育研修

(2) 子どもの生きる力の育成と地域・家庭の教育環境の整備

【現状と課題】

学校教育の中で、総合学習の時間など、体験活動や地域へ出向いた授業も増えており、地域の方が先生となって、野菜の収穫や物づくりなど、様々な形で地域の方が、学校での活動に参画されています。

また、県が推奨する「ふるさと教育事業」として、地域の方と学校が一体となって子どもの教育環境を整備したり、家庭学習のきっかけとして、自学教室の開催など行っています。

こうした中、学校と地域の結びつきを強化することによる、体験活動の充実や、外での活動の楽しさ、身体を動かすことの楽しさを子ども達自身が感じる事が出来る教育環境の整備が必要となっています。

【取組の方向】

「ふるさと教育事業」による、学校と地域との結びつきを強化し、体験活動や地域授業の中に、地域の子どもの伝えたい事なども反映した活動を勧めていきます。

また、子ども達が、進んで身体を動かし、楽しめるよう、体力の向上の支援を行うと共に、本町ならではの遊びを伝え、外で元気に身体を動かす事が好きな子どもを育てていきます。

【主な施策・事業】

- ①青少年育成町民会議
- ②青少年育成強化活動
- ③家庭教育講演会（学校行事と同時開催）
- ④生涯学習（公民館活動）
- ⑤子ども（姉妹都市）交流事業
- ⑥通学合宿（世代間交流）
- ⑦子ども読書会
- ⑧子ども体験活動・ボランティア活動支援（学社連携）
- ⑨人権教育
- ⑩子どもの体力向上事業
- ⑪ふるさと教育支援事業

《目標別 成果指標一覧》

基本目標	取り組み目標	指 標	現 状	目標値	
1	5 妊娠、出産及び不妊への支援の充実	妊産婦死亡率	0%	0%	
		妊娠11週以下での妊娠の届出率	89.5%	95%	
		妊産婦訪問	100%	100%	
	6 子どもの心と体の健やかな発達の促進と育児不安の軽減	子育てに自信がない親の割合 (1歳6か月児) (3歳児)		23.5%	15%
				10.5%	5%
		育児について相談相手のいる親の割合 (4,5か月児) (1歳6か月児) (3歳児)		100%	100%
				100%	100%
				100%	100%
		子どもと一緒に遊ぶ父親の割合 (1歳6か月児) (3歳児)		76.5%	90%
				84.2%	90%
	生後4か月児の母乳育児の割合	75%	90%		
	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問実施率	100%	100%		
	7 小児保健医療の充実	周産期死亡率	0%	0%	
		乳児死亡率	0%	0%	
		幼児死亡率	0%	0%	
		不慮の事故死亡率(0歳~19歳)	0%	0%	
		全出生数中の低出生体重児の割合	15.4%	8.7%	
2	1 小児期からの生活習慣病予防対策と歯科保健対策の推進	朝食を毎日食べる子どもの割合 (1歳6か月児) (3歳児) (小学生) (中学生) (高校生)	100%	100%	
			100%	100%	
			93.9%	100%	
			88.2%	100%	
			81%	85%	
		9時までに寝る幼児の割合 (1歳6か月児) (3歳児)	23.5%	50%	
			10.5%	40%	
	1人平均むし歯数 (1歳6か月児) (3歳児) (12歳児)	0.12本	0本		
		0.84本	0.3本		
		0.29本	0.1本		
むし歯のない3歳児の割合	68.4%	85%			
仕上げ磨きをする親の割合 (1歳6か月児) (3歳児)	82.4%	90%			
	89.5%	95%			
2 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	性感染症に対する学習機会の充実(性教育講演会)	年2回 (中・高等学校)	年3回 (中学校2回、 高校1回)		
	母性・父性の醸成(赤ちゃんふれあい体験)	年1回	年2回		

第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

本町に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所（園）、家庭的保育事業、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

○保育の必要性の認定区分

3-5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3-5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0-2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園・地域型保育

教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

(人)

認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	1	1	1	1	1
2号認定	56	50	57	52	56
教育希望が強い	0	0	0	0	0
保育希望が強い	56	50	57	52	56
3号認定	41	43	43	45	47
0歳児	15	15	15	17	17
1・2歳児	26	28	28	28	30

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

年度	1号認定			2号認定					3号認定(0歳児)			3号認定(1・2歳児)		
	量の見込み (需要量) ①	確保策 (供給量) ②	②-①	量の見込み (需要量) ③			確保策 (供給量) ④	④-③	量の見込み (需要量) ⑤	確保策 (供給量) ⑥	⑥-⑤	量の見込み (需要量) ⑦	確保策 (供給量) ⑧	⑧-⑦
				(A+B)	教育 ニーズ A	保育 ニーズ B								
H27	1	1	0	56	0	56	56	0	15	16	1	26	27	1
H28	1	1	0	50	0	50	57	7	15	15	0	28	28	0
H29	1	1	0	57	0	57	57	0	15	15	0	28	28	0
H30	1	1	0	52	0	52	55	3	17	17	0	28	28	0
H31	1	1	0	56	0	56	56	0	17	17	0	30	30	0

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

なお、事業の拡充に伴う人材の確保のために、育児経験豊かな主婦などを主な対象に、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」※について検討します。

※「子育て支援員」とは、国の指針に基づいた全国共通の研修を受講して認定を受けた者が、乳幼児を預かる定員19人以下の小規模保育や家庭的保育、事業所内保育などで保育士らを補助する仕事に従事することができる制度です。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

[単位：か所]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

[単位：人]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	34	33	35	34	36
②確保方策	36	36	36	36	36
③過不足(②-①)	2	3	1	2	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

[単位：人，箇所]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	21	20	19	19	19
②確保方策	確保人数	21	21	21	21
	箇所数	1	1	1	1
③過不足(②-①)	0	1	2	2	2

※本町では、放課後児童クラブではなく、子どもの居場所づくり事業として実施しています。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

【量の見込みと確保方策】

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

[単位：人日]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	0	0	0	0	0

（5）乳児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人)	19	19	19	21	21
確保方策	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康 福祉課 保健師 ○委託団体等： 直営	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康 福祉課 保健師 ○委託団体等： 直営	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康 福祉課 保健師 ○委託団体等： 直営	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康 福祉課 保健師 ○委託団体等： 直営	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康 福祉課 保健師 ○委託団体等： 直営

（6）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ・要保護児童対策地域協議会（川本町児童虐待防止ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人)	3	3	3	3	3
確保方策	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康福 祉課 保健師 ○委託団体等： 直営	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康福 祉課 保健師 ○委託団体等： 直営	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康福 祉課 保健師 ○委託団体等： 直営	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康福 祉課 保健師 ○委託団体等： 直営	○実施体制： 1人 ○実施機関： 川本町健康福 祉課 保健師 ○委託団体等： 直営

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日)	384	396	396	408	432
確保方策 (実施箇所数)	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保方策】

[単位：人日]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	1号認定による利用	0	0	0	0	0
	2号認定による利用	0	0	0	0	0
	①合計	0	0	0	0	0
②確保 方策	一時預かり 事業 (在園児対象型)	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

② 上記①以外の一時預かり

【量の見込みと確保方策】

[単位：人日]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		209	203	218	211	221
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	221	221	221	221	221
	子育て援助活動 支援事業*1					
	子育て短期支援 事業(トワイライト)					
	②合計	221	221	221	221	221
③過不足(②-①)		12	18	3	10	0

(9) 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【量の見込みと確保方策】

[単位：人日]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		274	267	286	277	291
確保方策	病児保育事業	291	291	291	291	291
	子育て援助活動支援事業*1					
	②合計	291	291	291	291	291
③過不足(②-①)		17	24	5	14	0

※確保方策は、邑智郡3町で運営する公立邑智病院(邑南町)におけるサービス量を記載

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

[単位：人日]

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	対象者 (人)	19	19	19	21	21
	健診回数	266	266	266	294	294
確保方策		○実施場所： 各医療機関 ○実施体制： 10人 ○検査項目： 血液検査等 ○実施時期： 妊娠12～ 39週まで	○実施場所： 各医療機関 ○実施体制： 10人 ○検査項目： 血液検査等 ○実施時期： 妊娠12～ 39週まで	○実施場所： 各医療機関 ○実施体制： 10人 ○検査項目： 血液検査等 ○実施時期： 妊娠12～ 39週まで	○実施場所： 各医療機関 ○実施体制： 10人 ○検査項目： 血液検査等 ○実施時期： 妊娠12～ 39週まで	○実施場所： 各医療機関 ○実施体制： 10人 ○検査項目： 血液検査等 ○実施時期： 妊娠12～ 39週まで

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

現在、町内保育所における実費徴収はありませんが、今後徴収が行われる場合には、実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

また、認定こども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

将来的な認定こども園の普及の動向を見据えて、既存の保育所の在り方を検討していきます。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、島根労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。

